

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年12月27日	第234号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
条 例		
○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例 (消防・総務課) (第45号)	4	
○ 名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律施行条例 (総務・デジタル改革推進課) (第46号)	5	
告 示		
○ 名古屋市明願土地区画整理組合の理事の住所変更の届出 (住都・市街地整備課) (第625号)	8	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第626号)	9	
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課) (第627号)	13	
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課) (第628号)	16	
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第629号)	17	
○ 名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員選挙の 当選人について (住都・緑都市整備事務所) (第630号)	19	
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定 (財政・税制課) (第631号)	20	
○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第632号)	21	
○ 指定管理者の指定 (緑土・緑地利活用課) (第633号)	23	
○ 指定管理者の指定の変更について (観光・MICE推進室) (第634号)	25	
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の 指定に関する告示の一部改正 (財政・税制課) (第635号)	26	
教 育 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域の追加について (第32号)	27	
人 事 委 員 会 達		
○ 名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正 (第4号)	28	
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局情報あんしん条例施行規程の一部改正 (第25号)	29	
○ 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正 (第26号)	30	
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正 (第19号)	31	

○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正	(第20号)	32
<hr/>		
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	48
<hr/>		
○ 職員表彰 表彰者名簿	(総務・人事課)	49
<hr/>		

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例（第45号）

1 改正内容

高圧ガス保安法（昭和26年法律第 204号）の一部改正により、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号）の完成検査の手数料のうち、減額対象となる完成検査に、認定高度保安実施者が行う完成検査を追加します。（別表関係）

2 施行期日

令和 5年12月21日から施行します。

○ 名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（第46号）

1 制定の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 9条第 2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

(1) 市の責務について定めます。（第 3条関係）

(2) 個人番号の利用範囲について定めます。（第 4条関係）

(3) 個人番号の利用状況等の市民への公表及び市会への報告について定めます。（第 5条関係）

3 施行期日

この条例の施行期日は、規則で定めます。

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第45号

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査の項中「高圧法第20条第 1項又は第 3項の規定により完成検査」を「高圧ガスの製造施設又は第 1種貯蔵所の完成検査（高圧法第39条の22第 1項の規定による完成検査を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年12月21日から施行する。

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年12月20日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第46号

名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる

執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

(市民への公表及び市会への報告)

第5条 市長は、毎年度、本市の個人番号の利用状況等を取りまとめ、その概要を市民に公表するとともに、市会に報告するものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

別表

	執行機関	事 務
1	市長	名古屋市障害者医療費助成条例（昭和48年名古屋市条例第19号）による障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年名古屋市条例第43号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	名古屋市子ども医療費助成条例（昭和47年名古屋市条例第73号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	名古屋市福祉給付金支給要綱による福祉給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

名古屋市告示第 625号

名古屋市明願土地区画整理組合の理事の住所変更の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市明願土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所変更の届出がありました。

令和 5年12月18日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名	変更前の住所	変更後の住所
野 田 昭	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の51	名古屋市緑区東陵1011番地
富 田 央之助	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の47	名古屋市緑区東陵1110番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 626号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年12月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 名北 訪問看護	名古屋市北区志賀南通 1丁目20番地	令和 5年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社アンビス	医心館 訪問看護ステーション 大曾根	名古屋市北区大曾根四丁目10番17号	令和 5年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
特定非営利活動法人至誠会	訪問看護 千下之一色	名古屋市中川区下之一色町字宮分 7番地	令和 5年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社ひまり	訪問看護ステーションひまり	名古屋市名東区牧の原三丁目502番地	令和 5年 12月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ケア リッツ・アン ド・パートナ ーズ	ケアリッツ今 池	名古屋市千種区 今池四丁目 4番 20号	令和 5年 12月 1日	訪問介護
株式会社B a n d e	ケアサービス 絆今池支店	名古屋市千種区 今池南29番24号	令和 5年 12月 1日	訪問介護
SOMPOケ ア株式会社	SOMPOケ ア 名北 訪 問介護	名古屋市北区志 賀南通 1丁目20 番地	令和 5年 12月 1日	訪問介護
株式会社アン ビス	医心館 訪問 介護ステーシ ョン 大曾根	名古屋市北区大 曾根四丁目10番 17号	令和 5年 12月 1日	訪問介護
一般社団法人 空明会	ヘルパーステ ーションケア 丸	名古屋市西区笠 取町 2丁目 9番 地	令和 5年 12月 1日	訪問介護
株式会社太陽	訪問ヘルパー 名古屋	名古屋市西区名 駅二丁目34番17 号	令和 5年 12月 1日	訪問介護
株式会社アカ デミックケア	チイキノフク シ	名古屋市中村区 中村町 1丁目84 番地	令和 5年 12月 1日	訪問介護
株式会社土屋	ホームケア土 屋 名古屋	名古屋市瑞穂区 瑞穂通 8丁目 8 番地	令和 5年 12月 1日	訪問介護
株式会社ケア リッツ・アン ド・パートナ	ケアリッツ春 田	名古屋市中川区 東春田二丁目45 番地	令和 5年 12月 1日	訪問介護

ーズ				
特定非営利活動法人至誠会	ヘルパーステーション 千下之一色	名古屋市中川区下之一色町字西ノ切15番地の2	令和5年12月1日	訪問介護
特定非営利活動法人愛らんど	愛らんど	名古屋市港区遠若町3丁目66番地の2	令和5年12月1日	訪問介護
株式会社魔法のランプ	ランプケアサービス	名古屋市緑区神沢一丁目1615番地の1	令和5年12月1日	訪問介護
株式会社サンウェルズ	サンウェルズ 平和が丘ヘルパーステーション	名古屋市名東区平和が丘四丁目12番地	令和5年12月1日	訪問介護
株式会社サンウェルズ	サンウェルズ 平和が丘訪問看護ステーション	名古屋市名東区平和が丘四丁目12番地	令和5年12月1日	訪問看護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社げんき	元気リハビリフィットネス	名古屋市北区鳩岡二丁目7番1号	令和5年12月1日	地域密着型通所介護
医療法人愛希会	デイサービスセンター それいゆ	名古屋市名東区梅森坂三丁目5201番地	令和5年12月1日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
合同会社高齢 社会の未来	ケアプラン佐 古前	名古屋市中村区 佐古前町 1番26 号	令和 5年 12月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 627号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年12月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
全日本観光株式会社	福祉サービス 孝心	名古屋市守山区 大字上志段味字 東谷2074番地の 60	令和 5年 10月26日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
有限会社小さな手	訪問看護 千 下之一色	名古屋市中川区 下之一色町字宮 分 7番地	令和 5年 10月31日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社くらしケア	くらしケア名 古屋南訪問看 護ステーション	名古屋市南区元 桜田町 4番地の 37	令和 5年 10月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社友愛	ヘルパーステーション友愛	名古屋市南区浜田町 2丁目37番地の 4	令和 5年 10月13日	訪問介護
合同会社微笑	訪問介護事業所 微笑	名古屋市中区丸の内三丁目20番5号	令和 5年 10月27日	訪問介護
株式会社セル フリアリゼーション	ぴーす ケア サポート	名古屋市中村区 中村町 1丁目84 番地	令和 5年 10月31日	訪問介護
株式会社サン ライズ	ヘルパーサー ビス 偕楽縁	名古屋市名東区 野間町61番地	令和 5年 10月31日	訪問介護
医療法人愛希 会	デイサービス センターそれ いゆ	名古屋市名東区 梅森坂三丁目 5201番地	令和 5年 10月31日	通所介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社Jフ ロンティア	焼山グリーン サロン	名古屋市天白区 焼山二丁目 203 番地	令和 5年 10月 2日	地域密着型通所介 護
有限会社エス ・ジェイ・ア ール	元気リハビリ フィットネス	名古屋市北区鳩 岡二丁目 7番 1 号	令和 5年 10月31日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			年月日	
株式会社介護 センターはな たば	居宅介護支援 事業所さんと ぴあ	名古屋市南区天 白町 1丁目15番 地	令和 5年 10月18日	居宅介護支援
社会福祉法人 紫水会	オーネストひ びの大宝指定 居宅介護支援 事業所	名古屋市熱田区 大宝一丁目 1番 3号	令和 5年 10月23日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 628号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年12月19日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社中日 エムエス	介護付有料老人ホーム エイジトピア星ヶ丘	名古屋市名東区 代万町 3丁目11 番地の 1	令和 5年 5月31日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社フレ ンズホーム	介護付有料老人ホームフレ ンズハウス下 之一色	名古屋市中川区 下之一色町字北 起49番地の 1	令和 5年 6月30日	地域密着型特定施設入居者生活介護
株式会社H S K A I	イシス瑞穂	名古屋市瑞穂区 茨木町 102番地	令和 5年 8月31日	特定施設入居者生活介護
株式会社アズ ライフ名古屋	有料老人ホーム 覚王山生 楽館	名古屋市千種区 田代町四観音道 西 5番地の15	令和 5年 9月30日	特定施設入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 629号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項及び第53条第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年12月19日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人光焔会	介護付有料老人ホームフレンズハウス下之一色	名古屋市中川区下之一色町字北起49番地の 1	令和 5年 7月 1日	地域密着型特定施設入居者生活介護
株式会社リブイン	イシス瑞穂	名古屋市瑞穂区茨木町 102番地	令和 5年 9月 1日	特定施設入居者生活介護
株式会社アズライフ多治見	介護付有料老人ホーム覚王山生楽館	名古屋市千種区田代町四観音道西 5番地15	令和 5年 10月 1日	特定施設入居者生活介護

株式会社夢眠 ホーム	夢眠いまいけ	名古屋市千種区 今池三丁目15番 6号	令和 5年 12月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
株式会社夢眠 ホーム	夢眠ちくさこ うえん	名古屋市千種区 松軒二丁目 5番 24号	令和 5年 12月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 630号

名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員選挙の当選人について

令和 5年12月17日執行の名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会委員の選挙の当選人を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第 4項の規定により、次のとおり定めました。

令和 5年12月19日

名古屋市長 河 村 たかし

宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
木村 義男	名古屋市緑区大高町字町屋川73番地の 3
深谷 篤	名古屋市緑区大高町字町屋川61番地
山口 重明	名古屋市緑区大高町字町屋川56番地の 1
山口 平八郎	名古屋市緑区大高町字北鶴田54・62番合筆地
山口 雅弘	名古屋市緑区大高町字八幡18番地の 1
山口 鎮	名古屋市緑区大高町字北鶴田28番地
山口 佳徳	名古屋市緑区大高町字南鶴田17番地
山口 義廣	名古屋市緑区大高町字鳥戸 3番地の 5

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 631 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和5年12月21日

名古屋市長 河村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備考
学校法人栗本学園	愛知県日進市米野木町 三ヶ峯4番地の4	令和5年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第632号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年12月21日

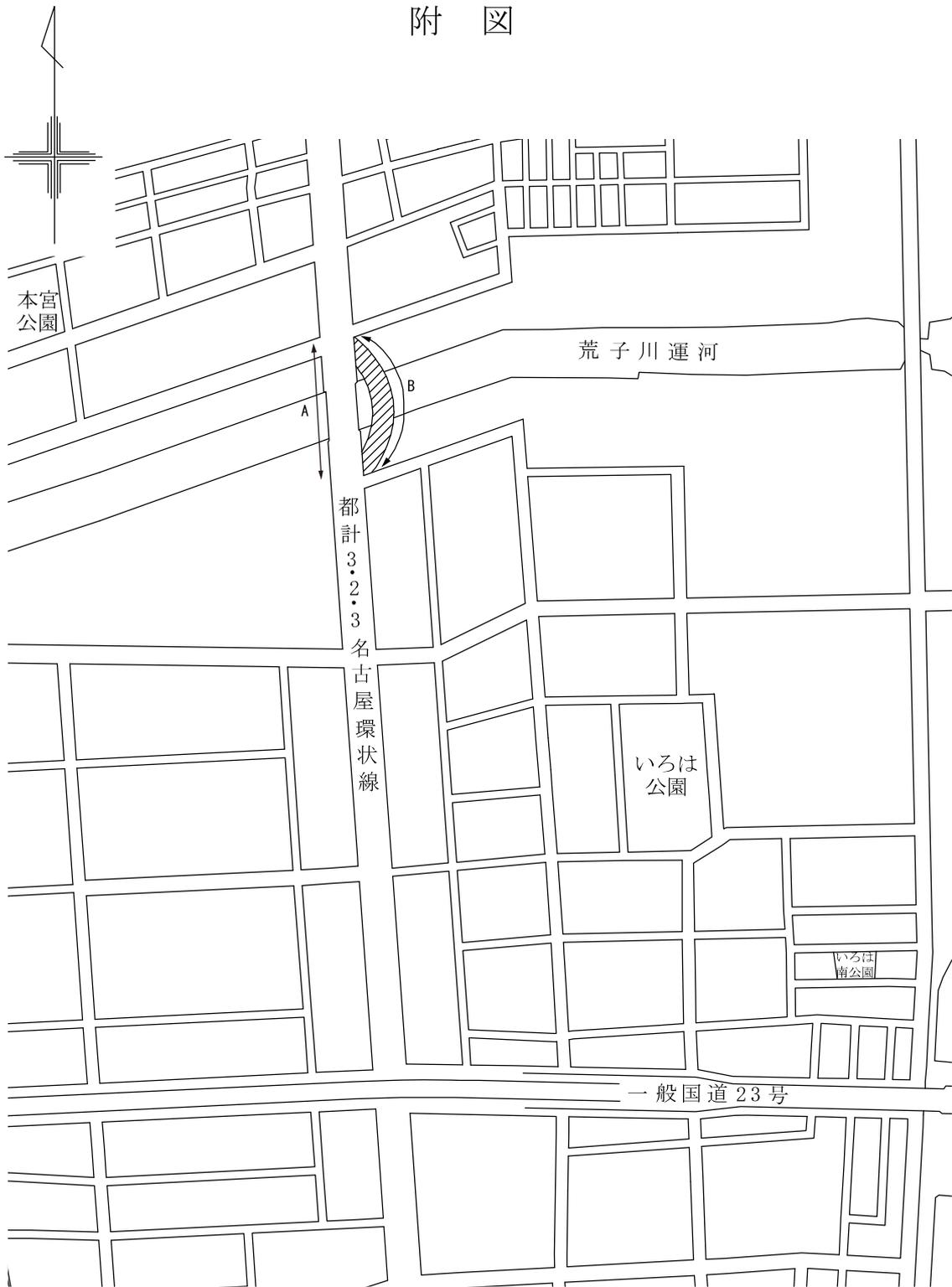
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

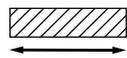
道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
市道	A	名古屋環状線	名古屋市港区本宮町8丁目47番地先から 名古屋市港区築盛町4番地先まで	前	0.130	28.50 ～ 32.72	附図
	後			0.130	28.50 ～ 32.72		
	後			0.130	7.00 ～ 21.00		

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第 633 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 5 年12月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
久屋大通庭園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 Your Flarie プランナーズ 代表者 千 田 博 之
名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 岩間造園株式会社 代表取締役 岩 間 紀久裕
中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 岩間造園株式会社 代表取締役 岩 間 紀久裕

2 指定の期間

(1) 久屋大通庭園

令和 6 年 4 月 1 日から令和16年 3 月31日まで

(2) 名城公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）

令和 6 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(3) 中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）

令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 634 号

指定管理者の指定の変更について

平成29年名古屋市告示第 830 号（指定管理者の指定）（令和 3 年名古屋市告示第 399 号（指定管理者の指定の変更について）により指定の期間を変更）により告示した指定の期間を、次表のとおり変更しました。

令和 5 年12月22日

名古屋市長 河 村 たかし

施設の名 称	指定管理者	指定の期間	
		変更前	変更後
名古屋国際 会議場	大阪府中央区淡路町三丁目 6 番13号 コングレ・名古屋観光コンベンションビューロー コンソーシアム	平成30年 4 月 1 日 から令和 6 年 3 月31日まで	平成30年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月31日まで

名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室

名古屋市告示第 635 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成21年名古屋市告示第 534 号の一部を次のように改正します。

令和 5 年12月22日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

特定非営利活動法人アイキ キャン	名古屋市中区栄一丁目31番30号
---------------------	------------------

を

」

「

特定非営利活動法人アイキ キャン	名古屋市東区代官町39番18号
---------------------	-----------------

に

」

改める。

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市教育委員会告示第32号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域の追加について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例第1条第2項の規定に基づき、平成30年名古屋市教育委員会告示第9号により指定及び令和4年名古屋市教育委員会告示第11号により追加指定した名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域について新たに区域を追加し次のように定め、令和6年1月1日から施行します。

令和5年12月20日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

- 1 追加する名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域
名古屋市守山区大字上志段味字白鳥 948番8

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市人事委員会達第4号

人事委員会事務局

名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市人事委員会達第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月19日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木典行

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
(契印) 第29条 行政文書の施行に当たっては、 <u>施行文書と原議を契印するものとする。ただし、施行文書又は原議が電子情報である場合は、この限りでない。</u>	(契印) 第29条 行政文書の施行に当たって、 <u>特に必要があるときは、施行文書と原議を契印することができる。</u>

附 則

この達は、令和6年1月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第25号

名古屋市上下水道局情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月18日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第32条中「当たっては」を「当たって、特に必要があるときは」に、「原議とを」を「原議を」に、「しなければならない」を「することができる」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第26号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月19日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

別表第1中「3,580,000円」を「3,740,000円」に、「335,000円」を「349,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市下水道条例施行規程の規定は、施行日以後に申請のあった取付管工事に係る関連工事費から適用し、施行日前に申請のあった取付管工事に係る関連工事費については、なお従前の例による。

名古屋市交通局管理規程第19号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月18日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第28条中「当たっては、原則として」を「当たって、特に必要があるときは、」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第20号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月20日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

附則別表第1及び附則別表第1の2を次のように改める。

附則別表第1

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
138				98
139				99
140				100
141				101
142				101
143				102
144				102
145				103
146				103
147				104
148				104
149				105
150				106
151				107
152				108
153				109
154		114		110
155		115		111
156		116		112
157		117		113
158		118	69	114
159		119	69	115
160		120	70	116
161		121	70	117
162		122	70	118
163		123	71	119
164		124	71	120
165		125	71	121
166		125	72	121
167		126	72	122
168		126	72	122
169		127	73	123
170		127	74	123
171		128	75	124
172		128	76	124
173		129	77	125
174		130	78	126
175		131	79	127
176		132	80	128
177		133	81	129
178		134	81	130
179		135	82	131
180		136	82	132
181		137	83	133
182		138	83	133
183		139	84	133
184		140	84	133

1 8 5
1 8 6
1 8 7
1 8 8
1 8 9
1 9 0
1 9 1
1 9 2
1 9 3
1 9 4
1 9 5
1 9 6
1 9 7
1 9 8
1 9 9
2 0 0
2 0 1
2 0 2
2 0 3
2 0 4
2 0 5
2 0 6
2 0 7
2 0 8
2 0 9
2 1 0
2 1 1
2 1 2
2 1 3
2 1 4
2 1 5
2 1 6
2 1 7
2 1 8
2 1 9
2 2 0
2 2 1
2 2 2
2 2 3
2 2 4
2 2 5
2 2 6
2 2 7
2 2 8
2 2 9
2 3 0
2 3 1
2 3 2
2 3 3

141
142
143
144
145
146
147
148
149
149
150
150
151
151
152
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185

85
86
87
88
89
89
90
90
91
91
92
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
101
102
102
103
103
104
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
113
114
114
115
115
116
116
117
118
119
120
121

133
133
133
133

2 3 4
2 3 5
2 3 6
2 3 7
2 3 8
2 3 9
2 4 0
2 4 1
2 4 2
2 4 3
2 4 4
2 4 5
2 4 6
2 4 7
2 4 8
2 4 9
2 5 0
2 5 1
2 5 2
2 5 3
2 5 4
2 5 5
2 5 6
2 5 7
2 5 8
2 5 9
2 6 0
2 6 1
2 6 2
2 6 3
2 6 4
2 6 5
2 6 6
2 6 7
2 6 8
2 6 9
2 7 0
2 7 1
2 7 2
2 7 3
2 7 4
2 7 5
2 7 6
2 7 7
2 7 8
2 7 9
2 8 0
2 8 1
2 8 2

186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234

122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
133
134
134
135
135
136
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
145
146
146
147
147
148
148
149
150
151
152
153
153
154
154
155
155
156
156
157
158

2 8 3
2 8 4
2 8 5
2 8 6
2 8 7
2 8 8
2 8 9
2 9 0
2 9 1
2 9 2
2 9 3
2 9 4
2 9 5
2 9 6
2 9 7
2 9 8
2 9 9
3 0 0
3 0 1
3 0 2
3 0 3
3 0 4
3 0 5
3 0 6
3 0 7
3 0 8
3 0 9
3 1 0
3 1 1
3 1 2
3 1 3
3 1 4
3 1 5
3 1 6
3 1 7
3 1 8
3 1 9
3 2 0
3 2 1
3 2 2
3 2 3
3 2 4
3 2 5
3 2 6
3 2 7
3 2 8
3 2 9
3 3 0
3 3 1

235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
253
254
254
255
255
256
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279

159
160
161
162
163
164
165
165
166
166
167
167
168
168
169
170
171
172
173
173
174
174
175
175
176
176
177
178
179
180
181
181
182
182
183

3 3 2	280
3 3 3	281
3 3 4	282
3 3 5	283
3 3 6	284
3 3 7	285
3 3 8	286
3 3 9	287
3 4 0	288
3 4 1	289
3 4 2	290
3 4 3	291
3 4 4	292
3 4 5	293
3 4 6	294
3 4 7	295
3 4 8	296
3 4 9	297
3 5 0	298
3 5 1	299
3 5 2	300
3 5 3	301
3 5 4	302
3 5 5	303
3 5 6	304
3 5 7	305
3 5 8	305
3 5 9	306
3 6 0	306
3 6 1	307
3 6 2	307
3 6 3	308
3 6 4	308
3 6 5	309
3 6 6	310
3 6 7	311
3 6 8	312
3 6 9	313

備考

1 職務の級の最高の号給の額を超える給料月額適用を受ける職員が昇格した場合における昇格後の号給については、次の各号に掲げる昇格前の職務の級に応じて、当該各号に定める号給とする。

- (1) 2級 3 1 3
- (2) 3級 1 8 3
- (3) 4級 1 3 3

2 職務の級 2級の最高号給を含む上位 1 7 号給から職務の級 3 級に昇格する場合に決定される号給は、別に定める者を除き、この表の昇格後の号給欄に定める号給より 1 号給下位の号給とする。

附則別表第1の2

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	21	37	1
2	22	22	38	2
3	23	23	39	3
4	24	24	40	4
5	25	25	41	5
6	26	26	42	6
7	27	27	43	7
8	28	28	44	8
9	29	29	45	9
10	30	30	46	10
11	31	31	47	11
12	32	32	48	12
13	33	33	49	13
14	34	34	50	14
15	35	35	51	15
16	36	36	52	16
17	37	37	53	17
18	38	38	54	18
19	39	39	55	19
20	40	40	56	20
21	41	41	58	21
22	42	42	60	22
23	43	43	62	23
24	44	44	64	24
25	45	45	65	26
26	46	46	66	28
27	47	47	67	30
28	48	48	68	32
29	49	49	70	34
30	50	50	72	36
31	51	51	74	38
32	52	52	76	40
33	54	53	78	41
34	56	54	80	42
35	58	55	82	43
36	60	56	84	44
37	61	57	85	46
38	62	58	86	48
39	63	59	87	50
40	64	60	88	52
41	65	61	90	54
42	66	62	92	56
43	67	38 63	94	58

4 4	68	64	96	60
4 5	69	65	99	62
4 6	70	66	102	64
4 7	71	67	105	66
4 8	72	68	108	68
4 9	73	69	111	70
5 0	74	70	114	72
5 1	75	71	117	74
5 2	76	72	120	76
5 3	77	73	122	78
5 4	78	74	124	80
5 5	79	75	126	82
5 6	80	76	128	84
5 7	81	77	131	86
5 8	82	78	134	88
5 9	83	79	137	90
6 0	84	80	140	92
6 1	85	81	142	93
6 2	86	82	144	94
6 3	87	83	146	95
6 4	88	84	148	96
6 5	89	85	150	97
6 6	90	86	152	98
6 7	91	87	154	99
6 8	92	88	156	100
6 9	93	89	159	101
7 0	94	90	162	102
7 1	95	91	165	103
7 2	96	92	168	104
7 3	97	93	169	106
7 4	98	94	170	108
7 5	99	95	171	110
7 6	100	96	172	112
7 7	101	98	173	113
7 8	102	100	174	114
7 9	103	102	175	115
8 0	104	104	176	116
8 1	107	105	178	117
8 2	110	106	180	118
8 3	113	107	182	119
8 4	116	108	184	120
8 5	119	110	185	121
8 6	122	112	186	122
8 7	123	114	187	123
8 8	123	116	188	124

8 9	123	118	190	126
9 0	123	120	192	128
9 1	123	122	194	130
9 2	123	124	196	132
9 3	123	125	197	133
9 4	123	126	198	134
9 5	123	127	199	135
9 6	123	128	200	136
9 7	123	130	201	137
9 8	123	132	202	138
9 9	123	134	203	139
1 0 0	123	136	204	140
1 0 1	123	137	206	142
1 0 2	123	138	208	144
1 0 3	123	139	210	146
1 0 4	123	140	212	148
1 0 5	123	142	213	149
1 0 6	123	144	214	150
1 0 7	123	146	215	151
1 0 8	123	148	216	152
1 0 9	123	149	217	153
1 1 0	123	150	218	154
1 1 1	123	151	219	155
1 1 2	123	152	220	156
1 1 3	123	153	222	157
1 1 4	123	154	224	158
1 1 5	123	155	226	159
1 1 6	123	156	228	160
1 1 7	123	157	229	161
1 1 8	123	158	230	162
1 1 9	123	159	231	163
1 2 0	123	160	232	164
1 2 1	123	161	233	166
1 2 2	123	162	234	168
1 2 3	123	163	235	170
1 2 4	123	164	236	172
1 2 5	123	166	237	173
1 2 6	123	168	238	174
1 2 7	123	170	239	175
1 2 8	123	172	240	176
1 2 9	123	173	241	177
1 3 0	123	174	242	178
1 3 1	123	175	243	179
1 3 2	123	176	244	180
1 3 3	123	177	246	181

1 3 4	123	178	248
1 3 5	123	179	250
1 3 6	123	180	252
1 3 7	123	181	253
1 3 8	123	182	254
1 3 9	123	183	255
1 4 0	123	184	256
1 4 1	123	185	257
1 4 2	123	186	258
1 4 3	123	187	259
1 4 4	123	188	260
1 4 5	123	189	262
1 4 6	123	190	264
1 4 7	123	191	266
1 4 8	123	192	268
1 4 9	123	194	269
1 5 0	123	196	270
1 5 1	123	198	271
1 5 2	123	200	272
1 5 3	123	201	274
1 5 4	123	202	276
1 5 5	123	203	278
1 5 6	123	204	280
1 5 7	123	205	281
1 5 8	123	206	282
1 5 9	123	207	283
1 6 0	123	208	284
1 6 1	123	209	285
1 6 2	123	210	286
1 6 3	123	211	287
1 6 4	123	212	288
1 6 5	123	213	290
1 6 6	123	214	292
1 6 7	123	215	294
1 6 8	123	216	296
1 6 9	123	217	297
1 7 0	123	218	298
1 7 1	123	219	299
1 7 2	123	220	300
1 7 3	123	221	302
1 7 4	123	222	304
1 7 5	123	223	306
1 7 6	123	224	308
1 7 7	123	225	309
1 7 8	123	226	310

1 7 9	123	227	311
1 8 0	123	228	312
1 8 1	123	229	314
1 8 2	123	230	316
1 8 3	123	231	317
1 8 4	123	232	317
1 8 5	123	233	317
1 8 6	123	234	317
1 8 7	123	235	317
1 8 8	123	236	317
1 8 9	123	237	317
1 9 0	123	238	
1 9 1	123	239	
1 9 2	123	240	
1 9 3	123	241	
1 9 4	123	242	
1 9 5	123	243	
1 9 6	123	244	
1 9 7	123	245	
1 9 8	123	246	
1 9 9	123	247	
2 0 0	123	248	
2 0 1	123	249	
2 0 2	123	250	
2 0 3	123	251	
2 0 4	123	252	
2 0 5	123	253	
2 0 6	123	254	
2 0 7	123	255	
2 0 8	123	256	
2 0 9	123	257	
2 1 0	123	258	
2 1 1	123	259	
2 1 2	123	260	
2 1 3	123	261	
2 1 4	123	262	
2 1 5	123	263	
2 1 6	123	264	
2 1 7	123	265	
2 1 8	123	266	
2 1 9	123	267	
2 2 0	123	268	
2 2 1	123	269	
2 2 2	123	270	
2 2 3	123	271	

2 2 4	123	272
2 2 5	123	273
2 2 6	123	274
2 2 7	123	275
2 2 8	123	276
2 2 9	123	277
2 3 0	123	278
2 3 1	123	279
2 3 2	123	280
2 3 3	123	281
2 3 4	123	282
2 3 5	123	283
2 3 6	123	284
2 3 7	123	285
2 3 8	123	286
2 3 9	123	287
2 4 0	123	288
2 4 1	123	289
2 4 2	123	290
2 4 3	123	291
2 4 4	123	292
2 4 5	123	293
2 4 6	123	294
2 4 7	123	295
2 4 8	123	296
2 4 9	123	297
2 5 0	123	298
2 5 1	123	299
2 5 2	123	300
2 5 3	123	302
2 5 4	123	304
2 5 5	123	306
2 5 6	123	308
2 5 7	123	309
2 5 8	123	310
2 5 9	123	311
2 6 0	123	312
2 6 1	123	313
2 6 2	123	314
2 6 3	123	315
2 6 4	123	316
2 6 5	123	317
2 6 6	123	318
2 6 7	123	319
2 6 8	123	320

2 6 9	123	321
2 7 0	123	322
2 7 1	123	323
2 7 2	123	324
2 7 3	123	325
2 7 4	123	326
2 7 5	123	327
2 7 6	123	328
2 7 7	123	329
2 7 8	123	330
2 7 9	123	331
2 8 0	123	332
2 8 1	123	333
2 8 2	123	334
2 8 3	123	335
2 8 4	123	336
2 8 5	123	337
2 8 6	123	338
2 8 7	123	339
2 8 8	123	340
2 8 9	123	341
2 9 0	123	342
2 9 1	123	343
2 9 2	123	344
2 9 3	123	345
2 9 4	123	346
2 9 5	123	347
2 9 6	123	348
2 9 7	123	349
2 9 8	123	350
2 9 9	123	351
3 0 0	123	352
3 0 1	123	353
3 0 2	123	354
3 0 3	123	355
3 0 4	123	356
3 0 5	123	358
3 0 6	123	360
3 0 7	123	362
3 0 8	123	364
3 0 9	123	365
3 1 0	123	366
3 1 1	123	367
3 1 2	123	368
3 1 3	123	369

3 1 4	123	369
3 1 5	123	369
3 1 6	123	369
3 1 7	123	369
3 1 8	123	
3 1 9	123	
3 2 0	123	
3 2 1	123	
3 2 2	123	
3 2 3	123	
3 2 4	123	
3 2 5	123	
3 2 6	123	
3 2 7	123	
3 2 8	123	
3 2 9	123	
3 3 0	123	
3 3 1	123	
3 3 2	123	
3 3 3	123	
3 3 4	123	
3 3 5	123	
3 3 6	123	
3 3 7	123	
3 3 8	123	
3 3 9	123	
3 4 0	123	
3 4 1	123	
3 4 2	123	
3 4 3	123	
3 4 4	123	
3 4 5	123	
3 4 6	123	
3 4 7	123	
3 4 8	123	
3 4 9	123	
3 5 0	123	
3 5 1	123	
3 5 2	123	
3 5 3	123	
3 5 4	123	
3 5 5	123	
3 5 6	123	
3 5 7	123	
3 5 8	123	

3 5 9	123		
3 6 0	123		
3 6 1	123		
3 6 2	123		
3 6 3	123		
3 6 4	123		
3 6 5	123		
3 6 6	123		
3 6 7	123		
3 6 8	123		
3 6 9	123		

備考 職務の級の最高の号給の額を超える給料月額を適用を受ける職員が降格した場合における降格後の号給については、次の各号に掲げる降格前の職務の級に応じて、当該各号に定める号給とする。

- (1) 2級 1 2 3
- (2) 3級 3 6 9
- (3) 4級 3 1 7
- (4) 5級 1 8 1

附 則

この規程は、発布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和5年12月22日

名古屋市長 河村 たかし

1 対象区域

名古屋市南区滝春町1番、1番79、1番80の一部、1番81及び1番82

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

職員表彰 表彰者名簿

令和 5 年12月19日
総務局職員部人事課

個人表彰（職員表彰規則第 3 条該当）

所 属	勤 務 課 公 所	補職名	職 名	氏 名
環境局	港環境事業所作業係	技士	技士	田代 圭
子ども青少年局	子ども未来企画部青少年 家庭課子ども育成係	主事	主事	飼沼 寛之

団体表彰（職員表彰規則第 9 条該当）

所 属	団 体 名
子ども青少年局	児童入所・通所施設職員
教育委員会事務局	名古屋市立大高小学校